

# ○津山工業高等専門学校ものづくり工房規程

〔平成18年5月30日〕  
規程第52号

(趣旨)

**第1条** 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の各種ものづくり活動を支援するため、津山工業高等専門学校ものづくり工房（以下「ものづくり工房」という。）を置く。

(使用の範囲)

**第2条** ものづくり工房は、本校学生が、課外活動等において、指導教員の指導のもと、ロボコン、ソーラーカー等各種ものづくりに使用する場合に使用することができる。

(使用手続)

**第3条** ものづくり工房の使用を希望する者は、許可願（津山工業高等専門学校学生準則様式第12号）を、使用開始日の10日前までに学生課学生生活係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は使用期間・時間帯若しくは使用人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課学生生活係に届け出るものとする。

(使用可能期間・時間帯)

**第4条** ものづくり工房の使用可能期間・時間帯は、次のとおりとする。

(1) 使用期間は、最長6ヶ月をもって限度とする。なお、使用期間終了後も引き続き使用したい場合は、再度、前条第1項に定める手続により、校長の許可を得るものとする。

(2) 使用時間帯は、原則として、放課後から午後8時までの間とする。なお、特別に校長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(管理)

**第5条** ものづくり工房は、学生課が管理する。

(使用上の注意)

**第6条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用許可を受けた目的以外には、使用しないこと。

(2) 施設、設備及び備品の取扱いには十分注意するとともに、使用期間中は定期的に整理整頓及び清掃を行い、常に清潔な状態を保つこと。

(3) 火気の使用は、原則として認めない。ただし、ものづくり作業の工程において、やむを得ず火気を使用する場合は、指導教員の許可を得て、これを行うことができるものとする。

(使用許可の取消し)

**第7条** ものづくり工房の使用に当たって、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) 前条に掲げる事項に違反したとき。

(3) 許可願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) その他管理上支障があると認めたとき。

(弁償責任)

**第8条** 使用者が、故意又は過失により、施設、設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

(雑則)

**第9条** その他ものづくり工房について必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。